

第4章

生活保護受給者の就労面について

大阪市立大学大学院文学研究科 院生
渡辺 拓也

はじめに

本稿の目的は就労指導^{*1}を受けた生活保護受給者の求職活動および就労実態を明らかにすることである。

調査対象者 23 人中、生活保護を受給しながら実際に就労した経験を持つ者・仕事探しをした経験を持つ者は 9 人だった。本稿では、この 9 人の事例を元に議論を進める。9 人のプロフィールを簡単に表に整理した。

ケース番号	年齢	プロフィール
事例 2	60 歳代後半	生活保護受給開始時にまだ 64 歳だったため求職活動を行い、3 年半清掃の仕事に就く。
事例 5	60 歳代前半	CAD ^{*2} の資格を活かした仕事を探している。実際に CAD を使った仕事に就いた経験もある。
事例 6	70 歳代後半	今でも建設労働の仕事を探している（実際に働いてはいない？）。
事例 11	30 歳代後半	知的障害があり、授産施設にて就労中。
事例 14	60 歳代後半	4 年間求職活動を続けているが、採用には至っていない。
事例 15	60 歳代前半	清掃の仕事をしている。
事例 19	50 歳代後半	一時求職活動をしていたが、条件が合わないため、現在は探していない。
事例 20	50 歳代後半	マンションの管理の仕事をしている。
事例 21	30 歳代前半	鬱病と難聴あり。精神保健手帳取得。求職活動をしていたが、働けそうなものがないため、現在はしていない。

聞き取りの対象者は生活保護を受給するまでの過程で釜ヶ崎支援機構との関係を持っている。釜ヶ崎支援機構は釜ヶ崎で日雇い労働者や野宿者を対象として活動する NPO 法人であり、野宿生活を経験した者が対象者の多くを占めている。生活保護受給者は制度の性格上、高齢者が多く、若年者については、何ら

^{*1} 生活保護受給者は制度的に稼働能力があると判断された場合、就労指導を受ける。

^{*2} コンピュータを用いた設計のこと。

かの精神的・身体的ハンディキャップを持っている場合が多い。したがって、「健康な壮年・若年」の者が求職活動を行うのとは若干異なった事情が伴っている。このような背景を踏まえた上で、分析を進めていきたい。

以下では、まず仕事探しにまつわる困難を記述する。次に、実際に仕事に就くことができたとして、その労働条件がどのようなものであるかを確認する。そして、働きつづけることにまつわる困難について確認し、最後に生活保護受給者に対する就労支援のあり方を考察する。

4.1 仕事探しにまつわる困難

ここでは、仕事探しにまつわる困難について、選択肢の少なさの問題と、求職活動にまつわる出費の問題の二つの側面から見ていこう。

4.1.1 選択肢の少なさ

対象者の多くは高齢であり、選べる仕事そのものが少なく、選択肢が少ない。事例2では、64歳の時に生活保護の支給が開始され、すぐに仕事を探しはじめている。その時の経験は以下のように語られている。

年齢のこともあり、ハローワークなどでは見つからないので、NPOのスタッフが「老人専門の職業斡旋所」を紹介してくれ、そこでカードを作ると、翌日くらいには仕事が決まった。「どんな仕事探したんですか」と訊くと、「どんなって、(求人票) あったやつに決めたんや」。(事例2)

求職活動にあたって、選択肢がなかったことが述べられている。彼はこの時、会社のビル清掃の仕事を得ている。これ以外にも清掃の仕事に就いたという事例が見られる。また、清掃の仕事に応募したという話題は少なくない。清掃は高齢男性にも就労の可能性がある職種なのだと考えられる。しかし、これも容易にはいかないようである。

ドヤ生活だったときは就職活動の際、宿泊しているドヤの住所と電話番号を使っていた。だから仕事が見つからないのだと思っていた。生活保護を受けてから住所も電話も手に入れて、仕事に就けるのかと思ったが、なぜなのかやはり仕事は見つからない。保護を受けた後、役所の人に勧められて清掃の仕事の面接に2、3件行ったが、清掃の仕事は女の人を求めているらしく雇ってもらえなかった。公平にしないといけないから求人票には男女求むと書いてあるが、実際は女の人を求めているらしいと言う。(事例5)

居宅保護を受けドヤや野宿ではない安定した住居を得ても、自分の期待通りに仕事は見つからなかった。このことは、職を求めてもそもそも自分にマッチする職そのものが圧倒的に少なく、野宿せざるをえないような困難な状況に追い込まれる人々が存在することを示唆しているのではないだろうか。

また、自分が就けそうだという仕事は他人にとっても条件が合う仕事であるのか、競争率が高くなるという語りもあった。

例えば、「マンションのゴミの放り出し」のような仕事。Sさんは、仕事探しの話をする間、「合う所がなかった」と繰り返し言っていた。朝6時から仕事が始まるというような会社の仕事を見つけ、「いいな」と思ったが、自分がいいと思うような仕事は「みんなそう思うんだろうね」。面接の

申し込みの電話をかけた際に、今何人くらい申し込みがあるのかと聞くと、「多数来ている」という返事だったそうだ。(事例 14)

大阪府の有効求人倍率を見ると、2008 年 10 月の「清掃等」の有効求人倍率は常用で 0.12 倍、パートで 0.63 倍であり、その競争率の高さがわかる (ハローワーク梅田、2008)。

事例 14 では、4 年にわたってハローワークで仕事探しを続けた経験について以下のように語られている。

行くのは大阪市内のハローワーク。仕事は最初の頃はそこそこあったと言う。働いていた時期もあったのかと聞くと、話を聞いていると、どうも面接に行っても採用に至ったことはないようだった。この 4 年のうち、前半くらいは固定給の仕事を探していた。主に清掃の仕事。固定給で、厚生年金は入らないから、雇用保険のあるところを希望していた。これはよきそうだと会社はいくつかあったが、「みんな(場所が)遠かった」と言う。例えば、大阪市北部の会社があったが、駅から離れた所にある、小さな町工場で、事務仕事で「帳面」をつけたり、掃除などの雑用をする仕事があったのだが、大阪府北部の市のようなところでは、行くだけで 2 時間もかかるため、働けなかったと言う。では、採用されたが断ったということかと思ひ、質問するが、「(あっちが)合わなかった」との答えだった。

最近では固定給という条件では見つからなくなった。年齢制限でひっかかるようになり、時間給のもので探すようになった。(事例 14)

年齢制限のため徐々に見つかる求人が少なくなっていき、それに合わせて自分が希望する労働条件を検討し直し、条件を切り下げながら求職活動を行っているという。また、地理的な問題についても語られている。労働現場が居住地から遠かったり、就業時間によっては体力的に働くことが難しいこともある。年齢が若くとも、健康上の問題がある場合、働き続けることが可能な仕事を見つけるのが難しい。事例 21 の対象者は難聴の障害を持っており、またうつ病を抱え、他人の視線が極端に気になる傾向があるという。精神保健手帳の 3 級を取得している。彼は新聞配達の仕事ではなく、工場の仕事を希望する理由を以下のように語る。

求職活動はこの春先までは続けていた。当時は職安に週 2、3 回通っていた。製造関係の仕事を探していたが、「いい」求人はなかった。長時間の仕事ばかりだった。4、5 時間の短時間の仕事を探していたが該当する求人がなかった。それゆえ、紹介状も書いてもらってなければ、面接にも行っていない。

やりたい仕事は何かつくる仕事をしたい。以前、プラスチックを切る仕事を工場ですしていたので、工場での仕事をしたいと思っている。NPO 釜ヶ崎に相談に行き始めたころは新聞配達の仕事への就労にこだわっていたが、今はそんなことはない。新聞配達はだいたい早朝は 3 時前から 6 時半、夕方 15 時頃から 17 時 30 分頃まで。仕事に就き始めの頃は配達箇所を覚えるのが大変だが、一度ルートを覚えてしまうと困難は少ない。しかし、新聞配達は代わりの人がいないので、毎日朝夕 2 回必ず出勤しないと行けない。今の自分の状態だと毎日責任もって仕事に就けるかどうかかわからないので新聞配達の仕事をするに不安を覚える。工場仕事なら代わりの人もいるので休むことも可能だ。(事例 21)

彼は今回の生活保護を受ける以前にも生活保護を受給していた経験があり、その時は新聞配達の仕事に就くことができたため、保護を打ち切られている。しかし、新聞配達の仕事は1ヶ月半しか続けることができず、野宿生活に至っている。事例19のように、糖尿病や原因不明の腰痛や関節痛があり、条件の合う仕事が見つからないというケースもある。

求職活動は保護を受けた当初は職安に通ったりして探していたが、条件が合わず見つからなかった。今はしていない。(事例19)

このように選択肢の少なさが障害となっている場合が多い。

4.1.2 求職活動にまつわる出費

次に、求職活動にまつわる出費の問題について見ていこう。ここで確認したいのは、求職活動をすることでかかるコストである。求職活動をすることでかかるコストについて事例5では以下のように語られている。

行くだけで交通費、履歴書のお金（これもすぐに書ければいいが、間違えたら書き直さないといけない）、写真のお金と結構大きな出費になるので面接にいくつも行くことはできない。面接に行くためにワイシャツとネクタイは買ったが背広を買うお金はなかったので羽織る物は作業着になってしまった。

ネットや携帯は使っても使わなくても金額が引かれる。インターネットを光にしたから、現在、固定電話は500円である。携帯はプリペイドにしたから1年間10,000円でいける。受話にはお金はかからない。かけるときは1分100円かかる。就職活動中、会社に行く道に迷ったりしたときに使う。最近道に公衆電話もないし携帯電話は必需品。

保護費でやりくりしていると「こんなんでもいろいろ考えてやってんねんで」、「あとのみんなはどうないしてやってんのかな」。「本当は役所が背広とかを貸してくれたらいいのと思う」。(事例5)

熱心に求職すればするほどコストがかかってしまう。面接に行くために身だしなみを整える必要もある。現在の社会では、携帯電話も「贅沢品」ではなく、「必需品」ということになる。インターネットも本人が目指す職や仕事探しそのもののためには必需品になる。

面接を受けるために必要な交通費、履歴書や写真などの費用を生活保護費の中から捻出するのは決して容易なことではないようだ。

食費は一日1,000円でおさめるようにしている。3食自炊している。「(安売りの)スーパーTよう行くよ。Bもよう行く」とRさん。食費は月3万円、これに就職活動のお金がかかるとパーになる。食費を削るしかない。(事例5)

このように、求職活動をするためには食費を切り詰める以外にないという。

職を得るためには資格や技術を習得する必要もあるだろう。彼はハローワークで無償の講習会を利用したというが、競争率が高かったようである。

保護受給1年目の夏にCADの講習会を職安でやっているのをハローワークの人が教えてくれ、それに応募した。若い人が優先されるので受けられないかなと思ったが補欠で通った。JWCADとAutoCADの講習を3ヶ月受けた。1万円ほどの講習費を除いた授業料は無料だった。いい制度だ

から自分たちも行くといい。と聞き取りをしていた私たちに勧めてくれた。(事例5)

また、ハローワーク以外の手段で資格や技術を習得するには費用がかかりすぎる。

シルバー人材センターには時々行く。そこはパソコンなどを習うことができるが1回4,000円～5,000円かかる。うまいことハローワークを通していかないと高くついてしょうがない。(事例5)

自宅での自主学習にも費用がかかる。彼は勉強するためのテキスト代がかさんでしまうことも語っていた。

面接を受けるタイミング、仕事が始められるタイミングも重要である。金銭的に余裕がある時期でなければ面接に行く交通費を捻出できない。また、3節でも言及するが、仮に仕事が決まって働き始めることができたとして、最初の給料が出るまでの交通費や食費に余裕を持っておかなければ「日干し」になってしまうのである。

月1回面接に行っている。医者には軽作業でも辞めておけといわれるが。CADの仕事はあまりない。月1回あったらいいほうだ。面接が月初めにあるものでないと面接にもいけない。交通費などかかるのでお金に余裕があるときでないと。(事例5)

採用が決まり働きだしたとしても、最初の月の交通費も気にしなければならない。交通費が支給されるとしても、給料日までは自分で立て替えておかなければならない。仕事を始めるにあたり、新たに買いそろえなければならない細々とした物品の費用もバカにはならないのだろう。

4.2 労働条件の劣悪さ

数々の困難を乗り越えてようやく手に入れた仕事の労働条件はどのようなものなのだろうか。調査対象者の中では、ほとんどの仕事が時間給の仕事で各種保険はついていない*3。例えば「大阪府北部にある外資系の会社で、その会社はコンピュータを使って仕事をしていた、従業員は10数人と少ないが、外国の人が頻繁に出入りする会社である。その会社で清掃の仕事。アルバイト、時給800円。週3日、朝7時～9時半まで2時間半働いた。保険などはなかった」(事例2)。事例20では、最低賃金の時給731円で清掃の仕事に就いて働いている。

求人時に提示された労働条件が、実際に働きはじめてからのものと異なることも多いようである。

生活保護を受けたのは4年前。3年前から仕事をしている。現在の生活に不平不満はいっさいない。ただ、勤務先ではいろいろと縛りがあるので、今の不満と言えばそれぐらいだ。マンションの掃除兼管理人をしている。ハローワークで紹介されて始めた。ハローワークの求人票には仕事内容に掃除しか含まれていなかったが、実際は騒音の苦情に対応するなど管理人としての仕事もやらされている。今の時代は人手があまっているので雇う側は「嫌だったらやめろ」という姿勢だ。

掃除の仕事で面接を受けたのに、なぜ管理までしないとイケないのかという思いは強い。役所やNPOの人には仕事の不満を言っている。

仕事は「やめや」と言われたらやめるしかない。掃除関係の仕事をやっている人のほとんどが不満を持っているのだと思う。でも自分はみなさんのお金で生活をしているのだから、ありがたい。

*3 事例5では、月給は11万円でそこから健康保険と失業保険が引かれたものが手取りであり、交通費が1万円まで支給されたとのこと。

生活に関して不満はない。(事例 20)

求職時に提示されていた以上の要求に不満を抱えつつも、それに従わざるをえない状況がある。「時給 1,100 円、休日は『土日祝日』と書いてあるが、書いてあることをそのまま真に受けては駄目」(事例 5) というように、ある程度の条件違反は仕方ないと受け止められている節もある*4。事例 20 では、サービス残業や時間外労働を強いられる実態が語られている。

12 時までの勤務だが、12 時直前に管理人室に人が来たらその対応のために 1 時まで働かないといけないこともある。一度、残業したと会社に報告したこともあるが、そのときは「なんで残業するねん」と酷く言われた。そのときは残業手当をもらえたが、そのように言われたので、今は残業しても言えないでいる。(事例 20)

その日の業務上の都合で就業時間が例外的に延びる場合がある。事例 20 では、仕事として必要なことをしたにも拘らず、残業をしたことを責められている。それ以来、サービス残業を引き受けるようになったという。彼は始業時間より前にも働いている。彼の勤務時間は朝の 9 時から 12 時までの 3 時間だが、始発の 6 時の電車に乗って出かけ、早めに仕事を始めるのだという。

朝 4 時に起きて、始発の電車で職場に行く。働きはじめのころ、8 時前に 1 階の掃除をしていたら住人の女性に嫌な顔をされた。ホコリをたてたり、床がぬれていたりしたからだと思う。今は住人の出勤前にすべての掃除が終わるようにしている。(事例 20)

たまに現場を訪れるだけの雇用主は、彼にプレッシャーをかけるばかりである。

たまに元請けが E さんのマンションの様子を見に来る。窓の棧(さん)を指でなぞって、チェックして注意するだけだ。「ぞうきんもって掃除もついでにしていけばいいのに」と E さん。元請けは「明日、取り締まりがくるからちゃんとしておけ」と言いにくる。きちんと掃除されていないと元請けの責任になるからだ。仕事には早く行っているから文句は言われない。あとは自己満足のためにやっている。後でクレームが来ないために。「仕事ってそうちゃいます?」。(事例 20)

結果、労働現場で起こる例外的な事態について個別の対応責任は彼が際限なく負わねばならなくなる。これらの事例は彼の置かれた弱い立場を反映していると言えよう。

働く中で多かれ少なかれ労働条件の違いや忍耐が必要とされる場面はあるものなのかもしれない。しかし、彼らの前に現れる状況の厳しさを「よくあること」だと考え、個人の忍耐の問題だとしてよいものだろうか。そもそも労働者を追いつめるような労働関係があることを忘れてはなるまい。

4.3 働き続けることにまつわる困難

ここでは働き続けることにまつわる困難について見ていく。うまく採用されることができたとしても生活保護の生活条件下で働き続けることには様々な困難が伴う。まず、働くことで生じるコストの問題について見てみよう。

*4 事例 5 では CAD の資格を活かした仕事を探すため、時給相場が 1000 円以上と相対的に高賃金である。しかし年齢をいくつかごまかして面接を受けたりして、苦勞している様が見られる。

4.3.1 働くことで生じるコスト

生活することにコストがかかるのは言うまでもないが、その生活を支える労働そのものにコストがかかることは見逃されがちではないだろうか。うまく仕事に就くことができたとしても働き続けることにまつわるコストがある。働いていた収入に応じて保護費が減らされるので、働き続けることでかかるコストの分だけ生活は苦しくなるという悪循環が起こる*⁵。

仕事をしてると朝が早いから、喫茶店に行ったりコーヒーやパンを自分で買ったりするから余分な出費がある。交通費も往復 540 円かかるのに、80 円は自分で出さなければならない。(事例 2)

お金について。生活保護費は、マンションの清掃で得られる収入を差し引いて、8 万円ちょっと。家賃は、共益費や水道代込みで 49,000 円、来月から 50,000 円に上がるという。電気代は 5,000 円以内/月で、携帯電話の料金は 7,000 円/月である。また、新聞の購読費は 3,720 円/月である。食費は、月 50,000 円以上 (ではないかということである)。仕事のある日は、昼食代や飲み物代、煙草代等で 1,000 円以上はかかるらしい。(事例 15)

このように働いていると食事や飲み物代など、外で使わなければならないお金が出て来る。また、外食をするとどうしても高がついてしまう。次の語りはもう少し具体的にその状況を述べており、別の問題にも言及している。

働き始めて少しすると会社で急に葬式があったときに必要だと背広を買った。1 万 5 千円で、結構な出費だった。工作中、外の現場に行くときなどは会社の人とご飯を食べる流れになる。店に入ると一食 1,000 円ほどもして食費がばかにならない。自分だけほかのところに行くわけにも行かないし困ってしまう。仕方がないので、外に行かないときの昼ご飯はパンなどを買って近くの公園で食べて、休憩時間が終わったら会社に戻る。雨の日などは仕方がないから会社で食べていた。働いて収入が入っても保護費が減らされるので、仕事に行くだけで出費がかさむのは大変だ。朝早く弁当を作るわけにもいかない。家の中では何を食べてもいいから餅を焼いて食べるなどして済ましてしまうけど、外に出たときの食事は困る。夜作りおきしておこうにも夏場にはそれでは腐ってしまう。(事例 5)

弁当を作れば外食をしなくて済むではないかとも考えられるが、毎朝弁当を作り続けることは大変なことだし、慣れない人間にとってはさらにハードルが高い。働き出すと自炊をする余裕が無くなってしまったとの語りもあった (事例 20)。また、職場での付き合いもあり、高い外食をせざるをえない場面もある。

事例 20 では、葬式があった場合を想定して背広を買ったというエピソードが語られている。また「葬式あったらどうしようとか、香典代も気になった」という。働くということは単に労働の対価を得ることだけではない。職場の人間関係の中で社会的な役割を果たすことを迫られる。そのための費用も考えなければならない。

*⁵ 収入と同額の保護費が差し引かれるわけではない。しかし、働き続けるためには、収入による生活費の増額は少なすぎることであることを本節では確認する。

4.3.2 職場における人間関係

前節で見た劣悪な労働条件と関連して、彼／彼女らが働き続ける過程で、職場で経験する苦勞について見てみよう。

次の事例5からは、生活保護を受けていることが社会的なハンディキャップになると意識されていることが伺える。

地下鉄の清掃の仕事は身元調査があるのではないかと思う。ロッカールームなどがあるから身持ちのいい人、悪さをしない人でないと信用してもらえない。生活保護を受けていたら信用してもらえないのだと思う。(事例5)

語りの中に生活保護受給者であることを理由に実体的な差別を受けたというものは見られなかったが、次の事例からは職場での信用を得るために彼らが常に気を遣いながら働いている様子が伺える。

会社では「信用」されていたという。会社にはコーヒーなどもあるが、カメラがあるので「絶対手はだしません」。働き始めた頃は、信用の置ける人か試されたという。1円玉が落ちていたり、女性社員の財布が置き忘れていたりした。「あんな高学歴のしっかりした女性が財布忘れるわけない。あれはわざとや」。「ちゃんと、そういうの(盗らんと)とっておいたから、信用されたのとちゃうかな?」。(事例2)

信用度を測るために会社側が1円玉を落としたり、わざと財布を置き忘れてたりするとは考えにくい。事例では、「信用されていた」ことが強調されているが、裏返せば疑いの目で見られていると感じていたということであり、その疑いを払拭するために気を遣っていたということである。

また、一緒に働く仲間との属性の違いが問題となる場合も見られた。

マンションの清掃の仕事をする前に、カラオケ店の清掃の仕事をしていた。これは、生活保護の申請以降、就職活動をして得た仕事だった。しかし、その仕事は朝の6時半から始まり、またその前にミーティングにも出なければならなかったので、朝早くに出勤しなければならなかった。また、その従業員の大半が女性だったこともあって、居づらい思いをしたこともあり、仕事を辞めた。その1ヵ月後、今の仕事に就いた。(事例15)

それに、新聞配達は年上の人が多く、同じ年ぐらいの子がいないことも気が進まないことの原因になっている。(事例21)

事例15では、女性従業員の中で馴染めなかったことが語られている。次の事例の彼は「4.1.1 選択肢の少なさ」で見たように、新聞配達の仕事に就いて保護が打ち切りになった後、仕事が続かずに野宿状態に戻ってしまったという経験を持つ。

本人の年齢や性別などの属性が職場の労働者の構成の中で浮いてしまう場合がある。ともに働く人たちとの関係の中で疲労度や効率性といった遂行の難度が違ってくると考えられる。数少ない選択肢の中から苦勞してようやく掴みとった仕事になじめるかどうかはまた別の問題である。

4.3.3 技術的・身体的困難

事例5では、苦勞して修得した AutoCAD の技能を活かした仕事に就くことができたことが語られる。しかし、しばらく働くと、「CADEWA」という別の CAD を覚えることを要求された。

今年の春ごろからある会社に就職できた。講習で習得した AutoCAD を活かす仕事にやっとなつた。しかししばらく働くと「CADEWA」という設備関係の別の CAD を覚えてくれと言われた。AutoCAD は平面の図面だったが、「CADEWA」は 3D で建物内の配管の設置などが立体的にわかるようになっている。ノルマ制だったため、「できましたかー？ 他の人はできてますよ」とせかさされた。他に働いているのは 20 代の女の子とか若い人ばかりだった。若い人はパソコンを習得するのが早い。自分は手順を 1 回で覚えることはできない。精神的に会社に行くのがしんどくなり、今年初夏、自分からもう無理ですと伝えた。(事例 5)

AutoCAD ですら苦勞して習得したというのに、すぐに別のものも習得しろという要求は彼にとって大変な負担であったことが予測できる。新しい技術への順応の早い若者たちに囲まれ、ノルマに急かされて彼はその職場で働き続けることを断念している。彼は AutoCAD を活かせる仕事を探し続けているが、同じようなことが起こる可能性は否定できない。

また、同じ作業であっても、健康や体力的な問題から応えることが困難になることも考えられる。

清掃しているマンションは 10 階以上あるが、H さんが 1 人で仕事をこなしている。「(1 人でするから) きつい」。時給 800 円で、月に 5 万円ほどの収入がある。本当は毎日仕事に行きたいが、腰が痛くて(椎間板ヘルニアの影響)なかなかできない。「(毎日仕事して) 自立できたらいいけど、年齢的にも難しいからなあ」。(事例 15)

家賃は 4 万 2500 円。家賃は払い遅れたことはない。1 階に住んでいて、工場が隣にあるので昼間はうるさいし窓は閉めないといけないので、大変だ。そんな環境で昼間寝られないので腰が痛いこともあって仕事は辞めた。(事例 2)

生活保護の受給に至るには様々な理由がある。仕事を失うことはその理由の一つである。年齢や健康上の問題、技術革新のような社会変化への対応困難などがその背景にある。生活保護受給者は自分の置かれた状況を考慮し少ない選択肢の中から仕事を見つけ、さらに働き続けるよう努力する必要がある。

おわりに

仕事探しにまつわる困難、労働条件の劣悪さ、働きつづけることにまつわる困難について見てきた。生活保護受給者が仕事を探し働き続けるために様々な障害があることがわかった。

本研究が対象とした人々は年齢や健康上の問題を抱えた人々であり、自分の置かれた状況を考慮した上で求職活動を行い働ける範囲内で働くことを目指す。「働ける範囲で働く」というと、いくらかの余裕を持って働くことであるように思われるかもしれない。しかし、実際には余裕を残しては働くこと自体が難しいという実態が生活誌から見えてきた。

これらは生活保護受給者の場合でのみ起こりうる問題ではない。しかし、生活保護受給者の場合に、相対的により困難な状況として現れることだと言えよう。

特に仕事探しや働くことにまつわるコストの問題は見逃されがちなことではないだろうか。物的・金銭的な資源の十分な蓄積がある者にとっては問題にもならないことかもしれないが、これらを自明としていくことの落とし穴がここにある。いくら節約しても追いつかない部分が残ってしまう。本稿で見えてきた事例の一部からも、生活保護費を切り詰めながら暮らしている様子が垣間見える。自炊することも節約のための手段の一つだ。しかし、働き始めることで自炊が困難になり、かえって生活が逼迫するという状況も見られる。

また、いざ働きはじめたとしても、その仕事内容や労働条件は良好であるとは言いがたい。働くことには多かれ少なかれ我慢や忍耐が伴うのだとしても、それらの中身を検討してみるべきなのではないだろうか。身体的・精神的条件、資格や能力といった技術的条件などのポテンシャルは人によって異なる。条件を満たせない場合や、条件を満たすことが一般に考えられている以上に困難を伴う場合もある。無理に働こうとして生活基盤が崩れてしまう危険性もある。

生活保護受給者の求職活動と就労実態を通して見えてきたのは、「余裕のある」生活の中では見えなくなっている社会の潜在的な問題である。私たちの社会全体の在り方を見直していく必要があるだろう。

本論では触れなかったが、事例の中には働くことに生計維持のための金銭的な役割以上の意義を見出していることを伺わせるものが見られた。働くことは生きがいとも関係している。

仕事をしないとハリがなくなる。死んでしまうんじゃないか？と思う。元気なときはお役に立ちたいと思っている。刑務所みたいにどんな軽作業でもいいから仕事がもらえたらいいのに。悪いことをしないと仕事がもらえない。今、ネットカフェとかに泊まっている若者も仕事があれば、1泊でもできるのに。強制的に国が仕事をつくれればいいのと思う。(事例5)

現在は仕事をしていない。センターで知り合ったかつての仕事仲間から、「(生活保護を受けているなら)仕事は何かあったらアカンからやめとけ」と言われているからしていない。それでもJさんはセンターに顔を出して仕事を探している。「仕事があればしたい」。(事例6)

事例5では、自分にできる仕事がないことに大いに不満を感じていることが語られている。事例6のJさんは70歳を過ぎており、実際に働くまではいかないまでも、かつて従事していた建設労働の求人の様子を見に出かけている。サービス残業や時間外労働を強いられ、忍耐を強いられているにも拘らず、事例20では、「仕事はメリットのひとつだ。不満はあるけれど」(事例20)と語られていた。働くことは社会との関わりを作り出すきっかけでもある。

社会参加の機会を提供し、生活を豊かにするような雇用の創出が考えられないだろうか。また、働く際の交際費や必要経費などの実費、資格や技術習得のための支援も必要だろう。これらの取り組みを具体化するためには、生活保護受給者が置かれた状況の困難を様々な場面について明らかにし、多面的に把握していく作業が必要である。本稿がその一助となれば幸いである。

参考資料

ハローワーク梅田、2008「梅田所管内・大阪府内の求人倍率・求人求職賃金(職種別)」<http://www.osaka-rodo.go.jp/hw/umeda/tokei/syokugyobetu.xls> (2008年12月27日)